

「学生参画型IT開発プロジェクト支援実証事業」Q&A

R2.9.1現在

	質問内容	回答
1	学生は企業で選定してよいか	事業者で選定してください。N I T構成員はマッチングフォローを行ってください。
2	学生都合で中断した場合、実施分は補助対象となるか	実施分は補助対象となります。ただし、補助対象経費の総額が20%を超える変更となる場合は変更等の申請を行ってください。
3	申請プロジェクトが2月末までに完了しないといけないのか	プロジェクトは完了していなくてもOKです。但し、事業の進捗状況を報告していただきます。また、補助対象は2月末までの雇用分までとなります。
4	補助率1,500円/時間/人とあるが、例えば時給1,800円とした場合でも、上限は1,500円ということか	1,500円が補助対象の上限となります。例えば、1,800円とした場合には、300円が事業者の負担となります。
5	実施報告はどのような内容か。プロジェクトの報告まで必要になるか。	プロジェクトの実施概要、大学生等の業務内容を報告していただきます。
6	長野県出身者で県外の大学に通う大学生等は対象となるのか	長野県内の大学等の学生及び県内出身の大学生等は対象となります。
7	内定（内々定）の大学生等は対象となるのか	事業の主旨とは相違するため対象とはなりません。
8	他IT企業又はユーザ企業は個人（ユーチューバー、フリーランス等）でもよいか	個人事業主は対象となります。
9	プロジェクトのテーマなど情報は外部に公開されるか	補助事業者名、IT開発プロジェクト名及び大学生等の業務内容を公表します。但し、公開するITプロジェクト名の記載内容については、相談に応じます。
10	機密保持は問題ないか。	雇用する企業と学生の間で必要に応じて機密保持契約等を結んでください。
11	学生の業務（ソフト開発、ドキュメント作成等）が、リモートで行われた場合も補助金対象となるのでしょうか？ その証明は、どのようにすれば（出勤簿の作成方法等）良いのでしょうか？	リモートでも補助対象となります。 この場合、申請者は学生の業務の開始及び終了を適宜確認し、出勤簿を作成してください。
12	学生を採用する仕組みはあるか。	特にありません。 もし採用が困難な場合は、N I Tに相談いただければ、採用条件や必要事項を大学等に紹介することは可能です。